

# 参議院運輸委員会会議録第八号

一一六

昭和四十三年三月二十八日(木曜日)

午後零時十七分開会

委員の移動

三月十四日

辞任

岡本

悟君

豊田

雅孝君

高林

康一君

吉田善次郎君

佐藤美津雄君

三月十五日

辞任

岡本

悟君

豊田

雅孝君

高林

康一君

吉田善次郎君

三月二十七日

補欠選任

井野

頤哉君

谷口

慶吉君

岡本

悟君

らの船腹建造計画とどうかね、そういうものとしてもう策定をされているのかどうか、こういう点をお聞きいたします。

○政府委員(佐藤美津雄君) 一応、経済社会発展計画において示されている、これはオーバーオールの考え方でござりますけれども、運輸省といたしましては、先ほど先生おつしやいましたように、ただいま海運造船合理化審議会のほうに諮問をいたしまして、それによつて詳細の計画を定めるようになると思います。

○木村美智男君 それじやまだ具体的な造船計画としてはできてないということですね。合理化審議会に相談をして、その答申を待つて運輸省は今後五カ年計画ですか、これを立てるんだと、こういふうに了解していいんですか。

○政府委員(佐藤美津雄君) わが国の船につきましては、一応経済社会発展計画におきまして、先ほど申し上げましたように、一応の目標としまして、それに準拠してやることにしておりますし、今後新しいもつときめのこまかい計画が出来るかとも思ひます。造船のほうから申し上げますと、去年の五月にやはり海運造船合理化審議会のほうにおきまして、世界の海上荷動きから見まして、世界の建造船腹の需要量、また、それに伴つて日本のシェアの従来の経緯から、大体これくらいの船腹を毎年建造する必要があるという見通しを立てておるわけでございます。

○小酒井義男君 関連をして大臣に見通しとして伺いたいのですが、実際の問題として積み取り比率を輸出五五%、輸入六三%というような率に持つていく可能性があるといふことを考えになつておるかどうかといふことが一つ。それからもう一つは、今まで輸出入が伸びてきただのと同じような考え方で、これからも輸出入がどんどん伸びていくのかどうか、テンボが私は相當いままでよりも減退するのじやないかといふうに思うのです。そういうことに対するどういふうに見通しをされておりますか。大臣にひとつそれだけ二点。

それからもう一点は、大臣でなくともけつこうですから、たとえば輸出、輸入を五〇、五〇まで持ついくとすれば、九百万トンの建造目標をどこまで下げる事になるか、そういうことをひとつ事務当局のほうからお聞かせ願いたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) 小酒井委員御指摘のとおり、きわめて困難な事態にあると思ひます。と申しますのは、日本の貿易量で見ますと、輸入と輸出のバルキーカーゴ等の量は、十対一の比率であります。したがいまして、こういうような貿易構造にある限りは、邦船の積み取りの方向へ転換するといふのは、なかなか苦しい状態にあるわけであります。しかしながら、ほつておきますと、現状以上に積み取り比率は悪くなる可能性が起きてきます。と申しますのは、日本の経済成長はかなり高度でありますから、貿易量がふえていくからであります。そういう意味におきまして、最低限現状を割らないよう、そして現状からさらに、でき得べくんば経済社会発展計画の線に進めていくようになれわれとしては全力を尽くさなければならぬと思うのであります。そういう面から九百万トンといふ量は、まあバイタルな、致命的なラインであると私たちは考えておりまして、現在の計画造船が一応として期限は終了いたしましたけれども、来年以降もそういう意図のもとにさらに大きな発展計画を海造審からも出していただきますとして実行していただきたいと思うのであります。

○政府委員(堀武夫君) 途中から入ってきましたので質問の趣旨十分のみ込んでおりませんが、積み取り比率の五五%、それから輸入の六三%といふのは維持できるか、きびしい輸出環境、国際経済環境にあつてそういうものが維持できるかという御趣旨に理解してよろしくございますか。

○小酒井義男君 五五、六三といふことを目標にして九百万トンの建造といふことを考えた場合に、これがもう五〇、五〇より出ないといふようなことになれば——最終的にですよ、その場合にこの九百万トンといふ建造は少し過剰になりますね。その場合はどのくらいの建造が必要になるかという数字をお尋ねしたのです。

○政府委員(堀武夫君) この経済社会発展計画は国十二年から四十六年までの計画でございまして、その間に約九百万トンの船をつくる必要があると、その前提はいまおつしやいましたように輸出五五、輸入六三といふことでございます。で、この九百万トンといふのは、船の場合は四十六年の年といふのは使えないのです。これはもうその後進との関係等を見ますと、今までのようないいの経済成長といふことになつてくれば、貿易の発展の方向をどこに求めるか。かりに対象をどこに求めるかといふ問題だけでなしに、その中身として日本が大体今後貿易を発展させていく品物といふものは大体どういう産業に求めてやつしていくべきをとらえて、世界貿易が拡大発展するような政策を強力に国際的にも推進してもらおう。これはやれどありますし、本年度は二百万トン、その前の年が百九十万トンですか、大体二百万トンという

はり一つは国際貨幣の安定といふこと、それから關税やその他において輸出入の障害になるような措置をできるだけ排除していく、そういう線を国際的にも推進するとともに、日本自体も輸出をならぬと思います。

○政府委員(佐藤美津雄君) 日本の造船のほうから見ますと、大体世界の造船事業、これに沿いまして現在のシェアをできるだけ確保するといふことです。先生のただいまおつしやいましたことは、まあ国内のことにつきまして貿易量と九百万トンの関係だと思いますので、海運局長にお願いします。

○政府委員(堀武夫君) 途中から入ってきましたので質問の趣旨十分のみ込んでおりませんが、積み取り比率の五五%、それから輸入の六三%といふのは維持できるか、きびしい輸出環境、国際経済環境にあつてそういうものが維持できるかといふ御趣旨に理解してよろしくございますか。

○小酒井義男君 大臣、いまね、今後経済成長に伴つて貿易のほうは拡大発展をさしていかなければならぬといふことで申し上げにくいのでございませんが、若干は当然減るわけございますが、われわれとしては、もうあとちょっとのことでございませんから、大体このベースでいいのではないかといふふうに考えております。

○木村美智男君 大臣、いまね、今後経済成長に伴つて貿易のほうは拡大発展をさしていかなければならぬといふことで、そのためには一つは通貨の安定をそれから阻害要件を排除していくということが問題だと、こう言われた。この前、そうですね、二週間ぐらい前かと思いますが、新聞で拝見しますと、大臣きわめて後進国といふか、あるいは新しい貿易地域の開拓といいますかね、非常に意欲的な方向が出されておつをよくな気がするのですが、特に最近のアメリカの課徴金の問題などをから考へれば、貿易はむしろ発展といふよりも、どつちかといふは縮小、あるいは現状維持的な傾向にあるといふふうにいまむしろ想定をされる状況の中で、一方では一〇%ないし一二%ぐらいいの経済成長といふことになつてくれば、貿易の発展の方向をどこに求めるか。かりに対象をどこに求めるかといふ問題だけでなしに、その中身として日本が大体今後貿易を発展させていく品物といふものは大体どういう産業に求めてやつしていく

かといふうこと。一つは海運といふか船舶建

いという前提で考えております。そうすると八百万吨を四年。そうすると大体二百万トンペースでやればいい。こういうことになるわけでござります。大体四十三年度は二百二十万トンといわれておりますし、本年度は二百万トン、その前の年が百九十万トンですか、大体二百万トンという

○國務大臣（中曾根康弘君） 大まかに考えてみますと、やはり一番大きなポイントは国際通貨の不安定を排除して国際的流動性を強めていくということが一番基本的な問題点であるよう思います。現在ゴールドランチューというようなことで、やや梗塞の感がありますが、私の感じではそれほど悲観的ではないのです。よく金が一オノス七十ドルに切りかえられるのではないかとか何とか何とか憶測しておりますけれども、私はそういうことは信じおりません。あれほどゴールドランチューがあつてもフリーマーケットですから四十四ドルまで上がつたので、政府は政府間の市場は認めるけれども、民間市場からの金は買い上げない。そういう断絶してしまうと民間市場の金が余つてくるわけです。そういう面から見ても、金は下がる可能性がある。現に四十四ドルから三十ドル台に下がる傾向にありますし、要するに金にはあまり神経質になる必要はないじゃないか。現に日本を貿易でも、戦後日本は金と断絶して日銀券を刷つておられますけれども、経済成長をしておりますので、そういう意味では昔の金本位制者流の考え方をとらぬのです。むしろ大事なことは、物価と国際収支のしりを見ていくべきなのであって、現在の通貨の基本はその国際信用力あるいは経済的自力、馬力の信用からきているだろうと思う。それが物価とかあるいは国際収支にも出てきておるだろうと、そう思うのです。世界経済もやはり日本経済と同じようなもので、国際的なチームワークで国際通貨を維持して、それでやつてこうという思想の協力と、それに対する体制ができておれば必ずしも金というものを必要としない大勢である。現に金ブルーといふものが事実上崩壊したとか言っておりますけれども、ボンドやドルの再建についてみんな協力するという意思は表示してあるのですから、別に大きなものが沈静して、SDRをつけるということはむしろ金から断絶する

いう方向に進んでおるので、私はむしろそういう  
計画経済的な管理通貨制度に世界は移行していく

くことが私は良策であろうと思ひます。そういう観点からしても、共産圏貿易やあるいは後述の二日会議、開港場問題などは後

○國務大臣（中曾根康弘君）日本の輸出力の中で造船の果してきた役目は、私は非常に多いと思う。

がどんどん出てくるようになれば、世界貿易がどんどん発展してくる。また第一の発展の時期がくるようになりますので、現在は停滞しておるけれども、将来全般的にわたって悲観的な考え方を持つておるものではありません。しかし、当面の問題として、アメリカがベトナム戦争を続行しておる限りアメリカの帳じりは流出が続くと見ざるを得ない。流出というよりも国力その他に対する力が多少衰弱するだろう、そういうことはベトナム戦争が続く限り、現在のテンボで続く限り、そういうことが考えられる。そういう意味において、国際貿易が障害に遭遇することはあるだろうと思います。そういう中に、日本経済をどこに発展させいくかがといいますと、一つはやはりドル圏、ボンド圏というような、わりあいに国際通貨を持つておる面に向かつて日本の適正なものをどんどん輸出するということはあり得ると思します。たとえば自動車なんかはこれから大いに伸びていくんじゃないかな。船がこれだけ十年間世界一出しておりますので、自動車もアメリカに伸びはじめましたか、この伸びの度合いでいくと、西独を追い越し、アメリカでは次には自動車の輸入の問題が相当問題になるくらい自動車は伸びていくだろうと思います。そういうものがほかにもあって、従来の雑貨その他のものもそういう日本の適性を持つた特殊の財貨に移動していくことが一番いい、そう思います。雑貨類はやはり香港とか、台湾とか、低労賃の国に追いつかれてきて、いづれは苦しい目にあつていくようになります。しかしある面において、東南アジアとかあるいは中国だとか、そういう未開拓の分野に伸びていく。あるいはアフリカとか、南北米とか、これは必然の流れであつて、国際社会が多元化していく。しかも第三次世界大戦のようなカタストロフィの可能性がないといふような、こういう段階においては、あるらゆる国と友好関係を結んで、貿易を促進してい

○木村美智男君 問題が船の問題だからね。（笑）  
（声）きょうは御高見を承るだけにしておきまして、ただ、いま言われた中の自動車なり、船なりという、たいへん身近な質問になるのですが、何とか外国船が非常に日本で、日本の造船所に注文をしてくるという問題、これは外貨獲得の面から考えても、私は相當重要視していく問題だと私は思うのですが、しかしそれについて、逆に日本船が、たとえば今日のような状態の利子補給制度をとつてあっても、なおかつ、まあどんどんくらいで、そこでなければどうも日本船は太刀打ちできぬという状況にあるということは、私はこれはどうもあり方としてうまくないと思うのですよ。利子補給といふ問題が、たとえば海運整備をしていく一時の手段として国が手伝つたという、そういう意味といふものはこれはあつたと思うのですけれども、それがいつまでもささえられていかなければならぬのだということではだんだんなくなつてきてる。もうすでに、何といふか、各会社における償却問題にしても、それから約手代金ですが、こういふものもほんと解消できるという段階になつてくれれば、当然これはもう利子補給金的なものは打ち切らるべき運命にあるだろう。そうなれば少し外國船を安くつくておりますが、それは少しおかしく思はせぬのか。そのところぼちぼち何か考えていかなければならんのじやないかといふに考へるわけです。

程度を占めてきて、しかもそれが国際的に制肘を受けてない。向こうがボーダータックスとか課徵金とか、いろいろなものをやる場合には必ずガットであるとか、いろいろな国際的制約を受けるわけですが、日本が国内的に輸出船舶に対しても補助、助成措置をとるということは、別に国際的なクレームはこないわけです。そういう意味から、日本の持つておる技能と、それから鉄鋼、そういう力を一〇〇%動かしながら、外貨獲得に国際的波紋を起こさずして今まで貢献してきた意味において、造船の力というものを見直していくと思うのです。そういう面から見て、これだけの補助や助成措置というものは切るべきではない。日本としては非常にアドバンテージのあるいい方法をやつてある、国際的なクレームがつかないという意味においても。これが、通産省が輸出奨励金とかリベートをやると必ずガットその他で報復措置を受けてくるのですけれども、造船においてはそういうことがなくして公然とやられておるわけです。そういう意味から、日本としては非常なドル箱であると私は考えます。それから将来につきましても、これから国際的な造船競争と申しますか、海運競争はもつともっと激しくなると見通されます。イギリスにおいても二五%の補助金を一隻について国が出しておる。四はいつくると一ぱいは国がただでつくってくれるという形になります。その程度の助成をイギリスがやっておるという現状を見ますと、日本としてもこの程度の獎勵、助成の措置というものは当然継続さるべきである。ただし、さらに拡大していくためには、業者が蓄積した自己の資本力を、今度は再生産に転用すべき段階にきた。その点もわれわれは次の段階では大きく取り上げて、業者の努力を要請しなければならぬ場面であるとは思います。しかし、それらはプラスアルファとして新しい段階に応じて活用していくべきものであって、国策の機関と

「うものはもつと保護獎勵措置をとる方向にいくべきであり、後退すべきではない、そう私は思ひます。

○木村美智男君 その利子補給はどうするかといふ問題はもう少し先へいってからあらためてこれも議論したいと思ひます。大臣の言うように、もうかるから造船利子補給は今後継続していくのだということにはにわかに賛成しかねるので、これは、そこはいろいろ問題のあるところだから、きようの直接法案に関係をしては参考まで伺つたわけですが、そろしますと、このいまの利子補給の関係は、これはあとでまた法律問題として出てくるから、そういうことで質問としてはやめますが、最近、船の建造の問題について、特にコンテナ船の建造問題が、これはいわば海運の革命ともいわれているような状態で、非常に何といふか、日本でも大きなウエートを持つてきているわけですから、それども、これをいま二つのグループに分けて、そうしてやるようなことを運輸省としては指導をして現実に進めているようですが、国際的には大体コンテナといふものの運用というのには一歩けですけれども、これがいま二つのグループに分けて、そうしてやるよなことを運輸省としては本化したり、場合によつては外国とまで共同して、そうして運営を行なつてあるといふなぞいう状況なんですね。ですから、そういう面から考へれば、私は日本の場合にもこれはグループを分けてやるということについて、やはりもう少し検討をしてみる必要があるのじやないか、かりにグループを分けてやろうとするならば、たとえばAグループはタンカー専門であるとか、Bグループは定期船のほうをやるのだと、むしろそういう使い分けならいいけれども、荒物屋じやないが、とにかく何でも屋を、両方のグループがやっていくというような運用は、ほんとうに効率的な運用であるかどうかということについてはもう少し検討する必要があるのではないか、これは海運局長になるか船舶局長になるかわかりませんがね。

○國務大臣(中曾根康弘君) その前に……、海運あるいは航空輸送の問題で、コンテナあるいは航

空貨物の問題といふのは当然次に起きてくる大きな問題であるだろうと思います。そろしてまた将來性のある課題であるだろうと思います。しかし現実において、今日の時点において、日本はその線に強く乗り出していくかどうかといふことになると、現実の政策を行なうものとしては、若干慎重にならざるを得ないのであります。コンテナを重にならざるを得ないのであります。コンテナを現在船つくつてやつても、相当な赤字になるといふことはもう明らかでありますし、日本の海運会社がいまそれほどまだ充実もしていないのに、今日コンテナ船に踏み切つてまた相当な出血をして、それで国全体のバランスの上から見て適当であるかどうかという観点がやはりあると思います。

で、われわれはそういう観点から、航空貨物の問題とコンテナの問題については、非常に精査をして、あやまちないようにやつておりますが、コ

ンテナの問題につきましては、今度の二十四次船におきましては、そういう観点から、もうしばらく見たらどうか、外国船の模様、出血の模様、そ

ういうような問題をもう少しそく見て、そして日本が乗り出していつたらしいのではないかと、そ

ういう気がして、たしか二十四次船にはコンテナ

船は……詳細については政府委員から答弁させます。ですが、基本方針はそういう考え方にしております。

○説明員(高林康一君) コンテナの問題につきましては、今後の海上定期航路におきましてはやは

いが、とにかく何でも屋を、両方のグループがやっていくというような運用は、ほんとうに効率的な運用であるかどうかということについては

う少し検討する必要があるのではないか、これは海運局長になるか船舶局長になるかわかりませんがね。

○國務大臣(中曾根康弘君) その前に……、海運あるいは航空輸送の問題で、コンテナあるいは航

空貨物の問題といふのは当然次に起きてくる大きな問題であるだろうと思います。そろしてまた将來性のある課題であるだろうと思います。しかし現実において、今日の時点において、日本はその線に強く乗り出していくかどうかといふことになると、現実の政策を行なうものとしては、若干慎重にならざるを得ないのであります。コンテナを

重にならざるを得ないのであります。コンテナを現在船つくつてやつても、相当な赤字になるといふことはもう明らかでありますし、日本の海運会社がいまそれほどまだ充実もしていないのに、今日コンテナ船に踏み切つてまた相当な出血をして、それで国全体のバランスの上から見て適当であるかどうかという観点がやはりあると思います。

その場合の企業体制の問題といつしましては、先ほど御指摘ございましたように、大体ヨーロッパ系統の海運会社におきましては、これが会

社を合併するとか、あるいはまだグループ化をす

る、そして別の会社をつくるというようなやり方をとつております。アメリカ関係につきましては、それぞれ単独の会社がやつておるというよ

う姿が多いようでございますが、わが国いたしましても、現在海運企業の再建築の期間でござ

りますので、業界のこのコンテナ化に伴いまして過当競争の生じないようにといふこと、しかしながら過当競争を排除するとともに有効競争原理と

いうものを導入するといふよう考え方で、現在北米太平洋岸については二つのグループでもつてこれをコンテナ化をはかつていくといふ体制を進めつつあります。

ただ、御指摘のとおり、この二つのグループのほうがより効率的であるかどうか、やはりコンテナ化の大きい影響といふようなものを考えますと、もつとこれを一本化するほうが妥当ではないかといふような考え方をございますので、私どもいたしましては、さらにコンテナ化のスピードにておこなうべきだといふふうには考へられております。そういう観点から、コンテナの対象になります航路は、主として北米あるいは欧洲あるいは豪州、まあこういうふうな航路がコンテナ化が比較的早い時期に着手されるといふふうに考へておるわけでござります。

それからコンテナ化の速度がいろいろ違つてくるかと思います。そういう観点から、北米太平洋

運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないことを。」といふことに関連しまして、これにつきま

すけれども、豪州航路につきましては、これは現在の段階から見ましてやまだ時期が早いといふ

いふふうには考へてあります。そこで、それが能率を上げる上にいい

にメリットがある。それが能率を上げる上にいい

にありますけれども、やはり全般的に定期航路にかかる問題といつしましては、もちろん専門的にやつていく姿も考へながら、若干の会社につきましては、やはり今後総合的な経営といふ姿のほうが妥当ではないかといふふうに一応考えており

ますけれども、これらの問題につきましては、再建整備後の海運体制、企業体制のあり方といふよう

うな問題と関連いたしまして、海運造船合理化審議会の御意見を承りながら結論を出していきたい

といふふうに考へておる次第でござります。

○木村美智男君 もう一つ簡単に。

この提案説明にありますね。要するに本法をつくる趣旨として、とにかく國家経済の要請に適合したものの結果としてなるよう調整をする、あ

るいは「わが国國際海運の健全な発展に支障を及ぼすことのないよう調整する必要」上この法律をもう一期延期するのだ、こういうふうに、これは

船舶局長ですか、書いてあるわけですが、抽象的には調整する力をこれに持たせるのだと、何かのさしがある程度あって、そこへ合わせていくといふ意味の調整を意味するのか。実際

に出てきた問題にぶつかって、そのときの状況から

は、何かのさしがある程度あって、そこへ合わせていくといふ意味の調整を意味するのか。実際

に出てきた問題にぶつかって、そのときの状況から

は、大体具体的なものさしといふものはどういうものを指しているのかといふことを伺いたいわけ

です。それで終わります。

○政府委員(佐藤美津雄君) このものさしとしましては、第三条の許可の基準これの第一項にありまして、「当該船舶の建造によつてわが国の国際海

運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこ

と」ということに関連しまして、これにつきま

では第一項で、「運輸大臣が海運造船合理化審議会にはかり、その意見を尊重して決定し、これに従つてしなければならない。」こういふうになつておられます。それで海運造船合理化審議会にはかりまして、告示によりましまして、四項目ほどこれに關する告示を出して、それによつてやるわけであります。

○大倉精一君 時間がないようですから……。私はこの提案理由を読ましてもらいましたけれども、しろうとなりに素朴な質問をしたいと思います。ですから、簡単に答えてもらいたいと思います。

第一番には、輸出船と国内船ですね。これは造船にとってどっちが有利なんですか。端的に申しましてどっちが有利になりますか。

○政府委員(左藤英津雄君) 大本建設面名から申

しますと同じでございます。ただ輸出船の場合には非常に先物が多いといふ問題、それからやはり外国人好みの特別な要求ということがありまして、船価の面では多少高くなる、しかし大体同じといふ

○大倉精一君 そこでまあ私読んでここに疑問に  
思つたのは、外国船はもうすでに昭和四十六年度  
以降のものまで引き合いがあるというのですが、  
国内船はわずかに着工前一二ヶ月か三ヶ月前より  
契約ができない。ここにやはり問題があるのでは  
ないかと思うのですね。造船業にとってみれば、  
注文があるかないかわからぬのを待つていろわ  
けにいかない、こうなるのですが、もとと先ほ  
うの契約がなぜできないのか、ここに疑問を持つ  
たのですが、そういう点について御説明を願いた  
い。

○説明員(高林康一君) 国内船の建造は、現在大部分開銀の財政資金によりまして建造されるもののがほとんどでござります。したがいまして、この国内船の建造の場合、開銀の財政資金ワクといふものが毎年設定される、それから、同時に利子補給というようなことが毎年度、予算で定められておりますので、これについて結局数年先のものを定めるということが現在のやり方といたしまして

は非常にむずかしいことなどで、結局その年度

は非常にむずかしいということで、結局その年度ごとに契約をするといふかこうになつておるのが実態でござります。その原因は主としてやはり財政的なワクの関係ということでござります。ただ、やはりそういう点におきましては、発注の彈力性といふ点においては非常に欠くるところがござりますので、現在のところ予約制度というようなものをやって、そしてある程度予約をするということでもやつておりますけれども、これも非常に財政的な関係で困難であるということで、あまり活用されておりません。しかし御指摘のように、こうじようのような問題をやはり今後発注の彈力性をどのようにして確保していくか、市況に応じてやっていく必要があると思いますが、発注のこういうやり方をどのように弾力的にするか、さらに私どもといたしまして検討を進めて、今後の海運対策の一つの問題といたしまして考えていきたいと考えておる次第でござります。

○大倉総一君 まあそういう点をですね検討してもらわないと、外國船はどんどんと四年も五年も先のものを注文してくる。しかもこの提案理由によりまするといふと、五年間ぐらゐはまだ大型船といふものが独占になつておると、そういう中で国内船の船台を確保するといふのがこの法律の趣旨ですから、したがつて、いまのお話で開銀の問題やらいろいろあると思うんですけれども、一二、三カ月前より注文が出せない、あるいは契約ができない、こういうものをほつといつて、そして外国船だけをチェックするといふことはこれ

ね。運輸大臣どうでしようかね、これはやっぱり先のものを見通しつけるような行政指導なり考え方をしないというと、この法律のほんとうの趣旨は生きてこないと思うんですが、いかがでしよう。

○国務大臣（中曾根康弘君）それは全くお説のことおりであるだろうと思います。ただ、いまの国の予算制度が四月から三月までといらサーキュレーションになつておりますので、開銀のほうも

それに合わせて財政計画を立てておるので、昔の

それに合わせて財政計画を立てておるので、昔の  
ような継続費みたいな形で包括的に委任され  
ばいいのですけれども、その点がやはり財政上の  
問題として検討すべき問題であるだろうと思いま  
す。そこでことしは、二十四回次船の割り当てにつ  
きましては、そういう点も考慮しまして、大体船  
会社の財務諸表は開銀が調べて体質を見て、それ  
と運輸省は政策に基づいて割り当てるという形を  
とつておりますが、開銀とともに相談をして非常  
に速い事務ベースの仕事を進めさせまして、去年  
から見ると非常に早い期間に大体文句のないもの  
は内示をさせて、船台その他の手当で、鋼材の手  
当等もやらしております。問題点だけ少し残し  
てあります。そういう点はことしは特に心がけま  
して、行政措置を行なった次第であります。今後  
もそういう点の改革は大いに心がけてまいりたい  
と存じます。

問題提起したいことがありますから、最初にお願いしておきたいと思います。

いまいろいろなお話がございましたが、いま日本の造船界というのは、御承知のとおりに輸出船の進水量では三十年以来世界一の実績を今日まであげてきてるわけなんです。これは日本の中でもとりまして、こんな輝かしい業績はないんじゃないのかと思うわけなんです。ところが、いまのお話にもありましたとおりに、国内船の船造価格と外国船の船造価格はほぼ同一である、特に外国船は國へ向つて、たゞ、直接受けられる、ところ

船の進水量では世界一であるけれども、外国船と国内船とのくらいの比率で歩んできているが、それと同時に、世界的に見まして造船需要は今後どのようになっていくかという将来の見通しですね、それに対しましてやはり対策というもののまから立ておかなくちゃならないと思いますから、最初にその点を運輸大臣にお願いしたいと思

う  
ん  
で  
す

うんです  
○國務大臣答弁さるの問題とあります  
へ出す船を食つてういゝ矛などさい  
体競争力についての中でもうことは  
きたいとそれで○田代富士とくら  
けば当然

あります  
しますが  
て、国際  
けば世界  
いたしま  
業といふ  
このよう  
ておかぬ  
○政府委  
国内船と  
が、四十

す。なむ  
したよう  
て、ほと  
船が入つ  
れが入り  
に四十三  
降は全部  
それか

（中曾根康弘君） 詳細は船舶局長等か  
していただきますが、国内船と輸出船と  
のものは、いろいろ今まで御批判が  
あり、輸出船に非常に補助を集中して外国  
を安く出させてきて、それが日本船  
の外洋へ行ってから食つてくる、そ  
うはあるではないかといふ批判がついぶ  
よした。しかし実情を見てみると、大  
きな五五ティー・五五ティーくらいで  
どうと私は思います。国内の建造量  
や何割何割くらいになつてゐるかとい  
う正確に船舶局長から答弁さしていただ  
けます。

世界経済の発展の見通しとともに開催した  
私はわざわざに樂観論者でありまし  
造船制度といふものが鎮静し安定してい  
貿易も再び上昇速度を高めるといふ気が  
して、長期的に見たら相当な速度で造船  
のはまだ発展していくのではないか、  
考えて、国内的にもそういう用意をし  
ければならぬよう思います。

十三年度以降は先ほど御説明ございまして、国内船は非常に少なくなつております。計画造り出船などが輸出船になつております。計画造り出船といふ予定になつております。

が、昭和四十五年を見ますと、大体世界の建造需  
要是千五百万吨、それに対しましてこれは海運  
造船合理化審議会で見通しを立てた日本の建造需  
要是七百二十万吨、それからさらに昭和五十年  
度、これにつきましては世界の建造需要は二千八  
十万トン、これに対しまして日本の建造需要は千  
六十万吨、すなわちこれぐらいの、五〇%くら  
いの比率でつくつていこう、こういう考え方でど  
ざいます。

○田代富士男君　いまお聞きしたのでは昭和四十五年の世界の建造需要が千五百万吨で日本の国内は七百二十万トン、五十年が二千八十万トンで千六十万トン、将来とも約五〇%の比率を占めていくんじやないか、そういう今後の見通しである。現在日本の造船業界におきまして約世界の四七%くらいのシェアになつてゐるのじゃないかと思うわけなんですが、これはやはり今までの中でも、西洋関係の造船界といふものが不況におきまして、御承知のとおりにこれはOECDの場におきましても、この問題が取り上げられまして、真剣に論じられたことはすでに御承知じやないかと思うわけなんです。そうして、近年に至りまして、その造船業界を見てまいりますと、まあ急速に好転のきさしを見せてきておる、その一つのあらわれが油送船あるいは鉱石専用船の大型化の傾向が目立つて來た。これは一つは船主としましても、競争上からも大型船で経済性の高い船を建造していくほうが合理的であるという関係から、そういう発展を見てきたと思うわけなんですね。もう一つは、いまも申しましたとおりに、日本とのシェアが四七%という大きい比率を示していくために、何としてもいま運輸大臣が申されましたとおりに、一つの船に対し二五%の資金を政府が出すというくらいの政府並びに企業努力によりまして何としても日本の国に対抗していくという、そういう面が着実にいま見えてきておるわけなんです。そういうことも考え合わせて、ただいま申されまして見通しといふのが出てこないわけなんです。また、現在手持ちの受注量とし

うものも、まだこの四、五年くらいは困らないといふことでござりますが、きょうの問題になつてきますところの臨時船舶船調整法は、国内船の造船のために支障を来たさないためにと、いとこころでいま審議されておりますけれども、いつまでも私はこのよろな事態が続くだらう、そう願ひもし、そうあらねばならないと私も思うわけなんですが、しかし、現時点における世界の造船業界の状況がそれだけの建造能力がなかつたために、日本の造船が伸びてきただれども、相手が伸びてきました上に、現在のこの実績というものを維持していくことは並みたいていのことではない。もしもこれが、やはりそれだけの設備をしましたならば、受注もとらなければならぬ。そらした場合に、日本の造船業界の実績といふものが落ちてきた場合には、こういふことは考えたくないのですが、やはり備えあれば憂いなしということもありますが、そういうことも現在考えていらっしゃるのかどうか。また、そういう心配は要らない、あくまで強気で行くのだというお考えであるか、その辺のことについて御答弁願いたいと思います。

○政府委員（佐藤美津雄君） ただいまの御質問に對しまして、一応海運造船合理化審議会の答申に基づきまして御返事申し上げたわけでございますが、當時、去年の五月でござりますが、すでに日本的新造大型のドックの動向、それから外国の動向、それを全部一応検討いたしましてつくった資料でございます。しかし、確かに向こうの設備もだんだんと大きくなり、かつ設備されてまいりますので、この辺の建造需要の伸びの変動といふものは、多少あろうかと思ひます。

それからわれわれとしましても、日本の現状、造船界の復興したその現状をできるだけ確保していきたいと、かよう考へる次第でござります。

○田代富士男君 いまのあれでは、さつきの答弁で、また世界の諸情勢を調査し、いろいろな動き

を見た上に立てたことであるから間違ひはないといふ確信を持った上に進めていこうといふ御意向じやないかということを押するわけなんですが、こまそそこまで強気で海運国日本の意氣を示していこうといふ意氣込みもわかるわけなんですが、この臨時船舶建造調整法の法案は、御承知のとおりまして、昭和二十八年に制定されまして、当初四年、昭和三十二年三月三十一日までの时限立法であったのが、逐次本法の有効期間を延長し、昭和三十一年あるいは三十五年、三十九年の改正によりまして、四年間の延長を行なってきまして、現在の有効期間四十四年三月三十一日までとなつてゐるわけなんです。こういう造船というものに対しても、契約期間が四十四年ということはありませんし、前もつてこれを改めようといふ趣旨はわかるわけなんです。いま強気で造船の問題に取り組んでいらっしゃる政府の立場であるならば、これが逐次このように有効期間を延長して改正をやつてきておりますが、このように次から次に変えるのでなかつたならば、恒久的に立法化したらどうなのか、あるいは今後この法案を不要とする場合が出てくるのか、まあ私はそういう点でいまさつき日本造船界は現状ではよろしいけれども、これが不況におひいつた場合はどうするかと聞いたのは、この法案が逐次切りかえられている。そこまでだつたら恒久的に立法化して、それだけの確信があるなら取り組んだらよいのじやないか、そういう点をあわせた上の質問であつたわけなんですが、この点についてもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

も問題になると思ひますけれども、差しあつては一応臨時に今回お願ひしたということでございまして、また御指摘の点も含めまして、この次の時点に至りましたならば十分に検討させていただきたいと、かように考えます。

○田代富士男君　いま申しましたけれども、この有効期限を次から次に延長しておいでになりましただれども、運輸当局として実際運用面でどのようにこれを行政指導されてきたか、またその結果、こういう効果が出てきた、もしくは法案がなかつたならば、どういふ不都合なことが起きたのか、それをこれがあつたためにこのようになつてきた、あるいはどのように行政指導してきたかといふ運用面の証拠があつたならば実績をお示し願いたいと思ひます。

○政府委員（佐藤美津雄君）　運用面の実績は多々あるわけでござりますけれども、たとえばまず第一点の船台の確保でござりますけれども、先ほど海運局次長からお話をございましたように、われわれのほうとしましては、たとえ輸出船は非常に先物といつてゐるわけでございますが、直物の国内船に対しましては、十分にそれが入るよううな措置を講ずると、それからまあ緊急的に入れる必要があるものというこにつきましては、外国船は大体契約引き渡しの時期だけを押えているわけでござりますので、比較的長い建造期間というものをとりましてそこにはめ込むことのできるよう指導しているわけでございます。

それから需給調整の関係でござりますが、これにつきましては、たとえば国内船同士につきましては、たとえば近海の、国内船があるブームがきますと、非常にたくさん建造計画が出てくる。そういうときには、もちろん海運政策の面でござりまするので、十分海運局のほうと相談しまして、そしてある程度それをしほっていく。それからさらに余つたものは、余つたと申しますが、さらにもその建造の時期を先に延ばす、そしていわゆる需要の増加に対処させるという具体的な例がござります。それから輸出船でござりますけれども、輸

出船と邦船との競合の問題、これにつきましては、非常にいろいろなケースがございまして、もうすでに最近はあまりないわけでございまして、でも、長期積み荷保証をとる目的で日本に注文をするというような船につきましては、これがFOBで日本の船主に肩がわりができるようなものは、これを肩がわりさせるという方法をとつてあります。それからCIF輸送で、これは肩がわりももちろんできないし、運賃も非常に安いといふものにつきましては、一応これはできるだけ支障のないということを確めてから許可をするという方法をとつております。具体的な実は資料もござりますですが、どうしましようか。

と、十一万総トンになつてゐるわけなんです。それから比べますと、一万総トンと三万総トンと比べますと、七年間にしまして、隔世の感が深いわけなんです。このように木船の造船量がだんだん、だんだん減少していつている。これは一つは、船舶が鋼船化されてきたということも一つの理由になつてゐるのじやないかと思うのです。それともう一つは、内航二法の制定によりまして、内航船の建造規制、それと同時に、沿岸漁業が不振になつたために、そういう関係の建造需要が減少してきました。そういうところで木造船の造船業者といふものは、新造船建造といふことよりも、現在は、いままでにすでに建造してきた木船の修理によってかろうじて経営が成り立つてゐる。そして一部のそういう木船建造業者といふものは、

も、それを修理することができないという現定ができまして、その主任技術者がいなかつたならば認められない。そういうために非常に苦しんでいるわけなんです。そうして、中小の木船造船所におきましては、その講習を受けなくてはならない。大阪におきましては、日本小型船舶工業会近畿支部というところで二十七日間の講習を受けなくちゃならない。五月の初めからこの講習が行なわれるようになつてゐるそうでございますが、そうしますと、こういう中小の造船を経営している人々は、その日その日をどうするかと、困つていらる。それに、いままで鉄鋼所の人が修理をして、そして検査を通つて、何ら支障をきたしていない。それにどうして主任技術者を置かねばならないのか。これは船質の確保という、今までの

いまして、いろいろな税制の優遇措置とか、そういうものがござりますので、それとかみ合わせてやつておるわけでござりますので、中小企業の補助育成という面をやつておるということを御了承願います。

○田代富士男君 時間がありませんから、最後に「もう一つは、これも舞鶴です。舞鶴で一番大きい造船会社です。名前は一応伏せておきますが、Hという造船会社ですが、ここは外国船には手をかけておりません。日本の国内船をおもにつくつておる会社でござりますが、ここで一番の悩みは何かと言ひますと、現在トン数の測度法が目まぐるしく変わる。この点を国として、政府として、そのような測度法を変えるのはいつも簡単なことござりますが、これが業者にとってはどのよう

いま話をされましたけれども、私はこのようになりますが、これによつて大企業造船会社といふものは必ずぶんに擁護されていゝるわけなんですね。まあ日本の国としても、一つの国策としての当然のことじやないかと思いますが、いま三つの柱がございました。船台の確保と、それから輸出船の建造の問題と、造船所の適正能力の検討、品質の確保といふ、これは三本立てになつておりますが、私は大きな造船会社はこれでよろしいのですが、この恩恵が中小の造船会社に対しても同じ程度のそういう擁護がされているであろうか、この問題を心配するわけなんです。やはり大企業優先といふ政策を免れ得ない問題が多く起きております。直接これには関係ありませんけれども、中小の造船会社の一つを取り上げますと、木造船の業者は四十年四月の現在では企業数が約千四十二の企業数、工場もそれに匹敵する千四十四の工場がござりますが、これらの企業をずっと調べてみると、四十年度で木造の造船量が約三万トンと推定されているわけなんです。前年の三十九年度は約四万総トン。そうしますと約二五%の減少になつております。そしてもう一つさかのぼりまして、三十二年度の造船量を見ます

そこで、私は日本海の沿岸でその実情がどのようになされているかという実例を調べてみました。大企業に対してもこれだけの擁護がされていくけれども、どのように——こういういま申し上げました会社をとりまして、全部調べるためにいきませんから、舞鶴方面を調べてみました。そうしますと、このような時代の流れというのは、木造船から鋼船に切りかわりをしていくといふ、どうすることもできない状態になつております。

そこで、鋼船を建造する場合には主任技術者を置かなくてはならないといふ、今回の制度になつてきております。だから、現在まではどうなつてあります。いたかといえど、いま木造船の新造建設がないために、せめて鋼船の修理でもといふところで、いままでは許されました。木造船の造船所でも、検査官が来ておりましたと、それを認められてきました。しかし今回は、その主任技術者がその会社にいなかつたならば、船は上架することはできるけれども、近畿海運局の検査官が来まして、検査船を上架する。そして鉄鋼所の関係の技術者を呼びまして、その修理が終わつた時点で、舞鶴でしたら、近畿海運局の検査官が来て、検査に合格いたしますと、それを認められました。しかし今回も、その主任技術者がその会社にいなかつたならば、船は上架することはできるけれども、

この法律の中にもうたわれておりますけれども、こういうことが、中小のそのような造船界に及ぼす影響というものは、この委員会では知らないぐらいにきびしい問題が多いのです。じゃあ、そのためには一ヵ月間棒にふる間どうするか。また、今まで鉄鋼所の人が修理をやつていた。何か支障があるか。こういう声が強いわけです。こういう点に対してどのようなお考えを持っていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(佐藤美津雄君) この臨時船舶建造調整法は、船の建造段階で一応船質確保のために役立てるということでございまして、特に事業の保護を考えるということは表には出ていないわけでございます。ただいま先生おっしゃった、中小企業の事業の保護育成という面からわれわれが行なっております小型船の造船業法に基づく造船所の登録と主任技術者の確保ということでございますが、最近御承知のように非常に——昔は検査だけ、これが通ればだれがつくってもいいのだということでございましたけれども、最近の状況はそうではなくて、業態自体が非常に近代化され、それから非常に進歩的になつておりますので、それに相応するよう指導をやりたい。しかもこの裏には、中小企業近代化促進法というものがござ

な被審をどうもつてしるが、この法案の趣旨説明でもありましたとおりに、四十四年三月までとなつてゐる。これをどうしていま延長しなくてはならないか。造船界の契約というのは、特殊な契約で、数年前に契約をしなきやならぬ、これは政府の答弁の中でもそのように言られております。これは木船建造の業者においても言えると思うのです。船主と造船所が何トンの船をつくる、船主のほうが何トン契約するといった場合は、それによつて船体の長さ、幅、深さ、やはりもうぎりぎり一ぱいのところまで船主の要望に応じまして設計をやりましてつくります。ところがその間に何らの前ぶれもなくして、そうして測度法が変わつる。そうしますと、設計したトン数も変わつてくる。そうすると、船主があのようりに何トンと契約したにかかわらず、このように変わつたじゃないか、このように船主のほうから文句を言われる。自動車業界の例を申し上げますと、こうじう変更がある場合には、四年前に通知が出されると、いつも聞いておりますが、あまりにも日まぐるしく変わつてしまふ。せめて一年前、二年前に業者木ですぐ船をつくるといふわけにはまいりませ

おきましては、その講習を受けなくてはならない。大阪におきましては、日本小型船舶工業会近畿支部といふところで二十七日間の講習を受けなさい。人々は、その日その日をどうするかと、困っています。それに、いままでも鉄鋼所の人が修理をして、そうして検査を通つて、何ら支障をきたしていません。それにどうして主任技術者を置かねばならないのか。これは船質の確保といふ、いままでの法律の中にもうたわれておりますけれども、こういうことが、中小のそのような造船界に及ぼす影響といふものは、この委員会では知らないくらいにきびしい問題が多いのです。じゃあ、そのためには一ヶ月間棒にふる間どうするか。また、今まで鉄鋼所の人が修理をやつていた。何か支障があるか。こういう声が強いわけです。こういう点に対してもう一つお考えを持っていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(佐藤美津雄君) この臨時船舶建造調整法は、船の建造段階で一応船質確保のために役立てるところでございまして、特に事業の保護を考へると、いふことは表には出でていないわけですが、最近、御承知のように非常に——昔は検査業の事業の保護育成という面からわれわれが行なつております小型船の造船業法に基づく造船所の登録と主任技術者の確保ということでございまして、それから非常に進歩的になつておりますので、そういうことでございまして、それがつくれども、最近の状況はそれではなくて、業態自体が非常に近代化され、それに相応するよう指導をやりたい。しかもこの裏には、中小企業近代化促進法といふもののがござ

○田代富士男君 時間がありませんから、最後に  
もう一つは、これも舞鶴です。舞鶴で一番大きい  
造船会社です。名前は一応伏せておきますが、H  
という造船会社ですが、ここは外国船には手をか  
けておりません。日本の国内船をおもにつくって  
いる会社でございますが、ここで一番の悩みは  
何かと言いますと、現在トン数の測度法が日暮ぐ  
るしく変わる。この点を国として、政府として、  
そのような測度法を変えるのはいとも簡単なこと  
でござりますが、これが業者にとってはどのよう  
な被害をこうむつてゐるか、この法案の趣旨説明  
でもありましたとおりに、四十四年三月までと  
なつてゐる。これをどうしていま延長しなくては  
ならないか。造船界の契約というのは、特殊な契  
約で、数年前に契約をしなきやならぬ、これは政  
府の答弁の中でもそのように言われております。  
これは木船建造の業者においても言えると思うの  
です。船主と造船所が何トンの船をつくる、船主  
のほうが何トン契約するといった場合は、それに  
よつて船体の長さ、幅、深さ、やはりもうきりぎ  
り一ぱいのところまで船主の要望に応じまして設  
計をやりましてつくります。ところがその間に何  
らの前ぶれもなくして、そうして測度法が変わ  
る。そうしますと、設計したトン数も変わつてく  
る。そうすると、船主があのようにもう何トンと契約  
したにかかわらず、このように変わつたじゃない  
か、このように船主のほうから文句を言われる。  
自動車業界の例を申し上げますと、こういう変更  
がある場合には、四年前に通知が出されるといふ  
ことも聞いておりますが、あまりにも目まぐる  
く変わつてしまふ。せめて一年前、二年前に業者  
にはわかるようにしてもらいたい。業者は、国内  
船の場合、木船の場合は御承知のとおりに、なま  
木ですぐ船をつくるといふわけにはまいりませ  
ん。



現に存する財團に關しては、改正前の政令の規定による觀光施設でその政令の改正により觀光施設でなくなつたものは、改正後の政令の規定による觀光施設とみなす。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえなく範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (担保附社債信託法の一部改正)

2 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十ニ号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

##### (十三 観光施設財團抵當)

##### (地方税法の一部改正)

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第五号中「及び道路交通事業財團」を「道路交通事業財團及び觀光施設財團」に改める。

##### (国税通則法の一部改正)

4 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条第五号中「及び道路交通事業財團」を「道路交通事業財團及び觀光施設財團」に改める。

##### (登録免許税法の一部改正)

5 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「自動車交通事業財團」の下に「、觀光施設財團」を加える。

別表第一第五号中「又は自動車交通事業財團」を「、自動車交通事業財團又は觀光施設財團」に改める。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。  
一、人命保護推進のための自動車の安全規制強

#### 化に関する請願(第二七二六号)

第二七二六号 昭和四十三年三月八日受理

人命保護推進のための自動車の安全規制強化に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉一、五二二  
吉川作治

紹介議員 木村美智男君

人命保護推進のための自動車の安全規制強化措置として、すみやかに左記事項の実現を図られたい。

1 車両故障又は路上修理中、踏切内又はトンネル内等で車が動かなくなつた場合、列車及び他車等に対し即時停止の合図ができる信号

用の赤ランプ(三百メートル四方から昼夜をとわず完全確認できるもの)を備え付けさせること。

2 発炎筒は五分間以上発火力あるものを備え付けさせること。

3 消火器は全車両に備え付けされること。

4 シートベルトを備え付けさせること。

5 小型トラックにも安全まくらを備え付けさせること。

二、人命保護の徹底を期するため、右の五品目を車に備え付けていない大小貨物自動車、ライトバンを含む全乗用者に対し、「車検の時」車検合格証を渡さないこと。

三、右の五品目を車に備え付けている自動車には、もよりの安全協会印のある携帯実施証明書のレッテルをはらせること。

一、当局においても、何かと交通安全のための規制を行なつてゐるが、死傷者は上昇の一途をたどるのみである。(昭和四十二年は、死亡者一万三千六百十八名、負傷者六十五万五千三百七十名、人口百五十三名について一名の死傷者)

る。

三、前記五品目を備え付けていなければ、実質的に事故防止にならない。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和四十年度」を「昭和四十三年度」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項の次に次の二項を加える。

13 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律

(昭和四十三年法律第号)による改正

前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの(昭和四十二年度以前の年度の会計の予算で昭和四十三年度以後の年度に繰り越したものにより國が施行する港湾整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で國が施行するものに含まれるものとする。

昭和四十三年四月三日印刷

昭和四十三年四月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局